

自然公園等工事特記仕様書（自然公園編）

I 工事概要

1. 工事名：令和4年度京都御苑児童公園遊具等改修工事
2. 工事場所：京都府京都市上京区京都御苑（京都御苑内）
3. 工期：令和4年12月14日まで
4. 工事内容：遊具等改修工事 一式

II 適用

1. 本特記仕様書は、「自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）」（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事に適用する。
2. 本工事の施工に係る一般事項は、共通仕様書による。
3. 追加事項が必要な場合には、空欄部分に記載する。
4. 以下の項目は、該当する口欄に「レ」の付いたものを適用する。

III 適用基準等

- (1) 土木工事共通仕様書（国土交通省）
- (2) 土木工事施工管理基準（国土交通省）
- (3) 写真管理基準（案）（国土交通省）
- (4) 工事完成図書電子納品等要領（国土交通省）
- (5) 自然公園等工事提出様式集（環境省自然環境局自然環境整備課）
- (6) 京都御苑内作業規定（環境省自然環境局京都御苑管理事務所）
- (7) 遊具の安全に関する基準（一般社団法人 日本公園施設業協会）

IV 特記事項

1. 地域事項の概要

- (1) 自然公園法による地域地種区分 一公園一地域（地区）
- (2) 自然公園法による車馬の乗り入れ規制区域
- (3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による鳥獣保護区、
- (4) 文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地
- (5) 森林法による保安林
- (6) 海岸法による海岸保全区域
- (7) 砂防法による砂防指定地
- (8) 河川法による河川区域及び河川保全区域
- (9) 都市計画法による都市計画公園、第2種住居地域、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）
- (10) 災害対策基本法による広域避難場所

- (11) 景観法及び京都市市街地景観整備条例による歴史遺産型美観地区（一般地区）
- (12) 京都市屋外広告物に関する条例による禁止地域
- (13) 京都市眺望景観創生条例による視点場（境内）

2. 一般共通事項

- (1) 工事完成図のサイズは（A1、A3、 ）とする。
- (2) 工事完成図は CAD で作成し、CAD データの提出は（必要、不要）とする。
- (3) 工事写真は、（A4 版、 版）の工事写真帳に整理して 1 部提出する提出することとし、写真はカラーでサービスサイズ程度とする。なお、監督職員と協議のうえ電子納品のみとする場合は、この限りではない。
- (4) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）に基づき、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）（環境省ホームページに掲載（毎年 2 月改正））において位置づけられた、「特定調達品目」の調達の実績（設備及び公共工事）について、当該年度の調達実績集計表（物品・役務及び公共工事）を環境省ホームページからダウンロードのうえ、Excel ファイルで作成し、提出する。
- (5) 「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、国立公園等施設への木材利用量について、木材利用実績調査要領により、Excel ファイルで作成し、提出する。

3. 施工条件

(1) 工事全般関係

- ①本工事は、建設工事における週休 2 日制の試行対象工事である。
- ②週休 2 日の考え方
 - (1) 現場施工期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められること（年末年始 6 日間と夏期休暇 3 日間は除く）
 - (2) 現場施工期間内には、工事着手日から工事完成日までの期間のうち工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
 - (3) 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。
なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。
 - (4) 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- ③総合工事行程表の作成
 - 受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏期休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

④工事工程の共有

- (1) 試行工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

⑤現場閉所の達成状況及び精査

現場閉所の達成状況が4週8休に満たない場合は、請負代金のうち、建築・設備工事については労務費、土木工事については各諸経費の補正分を減額して請負代金額の変更を行うものとする。（労務費及び各諸経費の補正分は入札説明書等による。）

(2) 工程関係

①影響を受ける他の工事

- a. 工事名・発注者：令和4年度京都御苑芝生等刈り込み工事・環境省
- b. 制約内容：草刈日程との調整

②自然的・社会的条件による制約

- a. 要因：
- b. 制約内容：

③関連機関との協議による制約

- a. 関連機関：京都市文化財保護課
- b. 制約内容：埋蔵文化財調査
- c. 未成立の場合における成立見込時期：協議による

④占用物件（地下物件、架空線など）・埋蔵文化財等の事前調査・移設

- a. 物件内容：
- b. 物件管理者：
- c. 事前調査・移設の期間：

- ⑤特殊工法に伴う設計工程上の作業不能日数
 - a. 対象工種 :
 - b. 場所 :
 - c. 日数 :
 - d. 内容 :
- (3) 用地関係
 - ①用地の取得未了
 - a.場所・範囲 :
 - b.取得見込み時期 :
 - c.期日までに用地取得できない場合の対応 :
 - ②保安林解除や用地規制等
 - a.場所・範囲 :
 - b.解決見込み時期 :
 - c.当面の対応 :
 - ③官民境界の未確定部分
 - a.場所・範囲 :
 - b.協議状況、確定見込み :
 - ④用地の借地及び官有地等の使用
 - a.場所・範囲 :
 - b.期間 :
 - c.復旧条件 :
- (4) 環境対策関係
 - ①自然環境及び景観等保全のための制約
 - a.要因 :
 - b.対象箇所 :
 - c.制約内容 :
 - ②公害防止のための制限
 - a.対象工種 :
 - b.対象箇所 :
 - c.制限内容 :
 - ③水替、流入防止施設
 - a.対象工種 :
 - b.対象箇所 :
 - c.制限内容 :
 - ④濁水、湧水等の特別処理
 - a.対象工種 :
 - b.対象箇所 :
 - c.処理方法 :
 - ⑤事業損失懸念
 - a.懸念事項 :
 - b.事前・事後調査の有無 :
 - c.調査箇所 :
 - d.調査方法 :
- (5) 安全対策関係
 - ①交通安全施設等の指定
 - a.規制内容 :
 - b.規制箇所 :
 - c.規制期間 :
 - ②交通誘導警備員の配置
 - a.対象要因 :
 - b.対象箇所 :
 - c.対象期間 :
 - d.その他
 - ③対策をとる必要がある他施設との近接工事
 - a.対象施設・管理者 :
 - b.対象箇所 :

- c.施工条件： d.その他（協議状況他）：
- ④防護施設等
- a.必要な防護施設： b.危険要因：
- c.対策内容： d.対象工種：
- e.対象期間： f.その他：
- ⑤保安設備及び保安要員の配置
- a.対象工種：全工種 b.対象箇所：施工範囲
- c.対象期間：工事期間 d.対象要因：利用者の侵入（子供）
- e.その他：協議による
- ⑥発破作業等の制限
- a.制限内容
- ⑦有害ガス及び酸素欠乏等の対策
- a.対策内容
- ⑧高所作業の対策
- a.対策内容
- ⑨砂防工事の安全確保対策
- a.対策内容
- (6) 工事用道路関係
- ①一般道路の搬入路使用
- a.経路： b.制限内容：
- c.占用する際の関係機関協議： d.その他：
- ②仮道路の設置
- a.区間： b.構造等の指定：
- c.必要な維持補修内容： d.その他：
- ③工事用道路の使用制限
- a.対象区間：京都御苑入口 b.対象期間・時間：車両通行時
- c.制限内容：道路養生 d.その他
- (7) 仮設備関係
- ①他の工事に引き継ぐ場合
- a.仮設備の名称： b.引継ぎ先の受注者
- c.撤去・損料などの条件： d.維持管理条件
- e.引き渡し等の時期： f.その他
- ②引き継いで使用する場合
- a.内容： b.時期：
- c.条件： d.その他：
- ③構造及び施工方法の指定
- a.対象物： b.存置期間：
- c.規模・企画・数量等： d.施工方法：
- e.その他：
- ④設計条件の指定

a.対象物：
c.その他

b.設計条件：

⑤除雪

a.対象箇所：
c.制限内容：

b.対象期間：

d.その他

(8) 建設副産物関係

①建設副産物情報交換システムの活用

監督職員への報告は、当該システムで作成した再生資源利用計画書（実施書）及び再生資源利用促進計画書（実施書）により行うものとする。

②建設発生土情報交換システム登録対象

受注者は、発注者が当該システムに登録した情報について、発注後情報の更新を行うものとする。

③再生資材の活用の明示

a.資材名：再生クラッシュラン b.規格：RC-40
c.使用箇所：基礎碎石 d.その他：

④建設リサイクル法対象工事

a. 本工事は、特定建設資材を用いた建設物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）施行令又は都道府県が条例で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

b. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法		
工程	作業内容	分別解体等の方法
仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
土工	土工 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
基礎	基礎工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業、 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

c. 特定建設資材廃棄物の搬出

再資源化等をする施設の名称及び所在地		
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート塊	(株)Wood Life Company	京都市南区東九条南松田町 34
建設発生木材		

d. 受注者は、特定建設資材の分別解体・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

⑤建設発生土の受入地への搬出

- a.搬出箇所・距離：
- b.受入地名：
- c.受入条件：
- d.その他：

⑥建設発生土の他工事への搬出

- a.搬出箇所・距離：
- b.受入地名：
- c.受入条件：
- d.その他：

⑦他工事からの建設発生土利用

- a.他工事情報：
- b.受入条件：
- c.受入時期：
- d.その他：

⑧土壌汚染対策法の届出

- a.対象の有無：
- b.場所・範囲・面積：
- c.該当工種：
- d.発生量：
- e.その他：

(9) 工事支障物件関係

①占有物件等の工事支障物件

- a.物件名：
- b.物件管理者（連絡先等）：
- c.物件位置：
- d.物件管理者との協議状況：
- e.移設時期：
- f.その他：

(10) 薬液注入関係

①薬液注入

- a.工法条件：
- b.注入管理：
- c.産業廃棄物が発生した場合の処分方法：
- d.地下埋設物がある場合の防護方法：
- e.周辺環境影響調査：

(11) イメージアップ経費

- ①率計上内容
- a.仮設備関係
 - 揚水・電力等の供給設備、緑化・花壇、ライトアップ施設
 - 見学路及び椅子の設置、昇降設備の充実、環境負荷の低減
 - b.営繕関係
 - 現場事務所の快適化、労働者宿舎の快適化
 - デザインボックス（交通誘導警備員待機室）
 - 現場休憩所の快適化、健康関連設備及び厚生施設の充実等
 - c.安全関係
 - 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（警報機等）
 - 盗難防止対策（警報機等）、避暑・防寒対策
 - d.地域とのコミュニケーション
 - 完成予想図、工法説明図、工事工程表
 - デザイン工事看板（各工事 PE 看板含む）
 - 見学会等の開催（イベント等の実施含む）
 - 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営
 - パンフレット・工法説明ビデオ
 - 地域対策費等（地域行事等の経費を含む）、社会貢献

- ②積上計上内容：

(12) その他

- ①工事用資機材の保管及び仮置き（製作工事及び他工事との工程調整等）
- a.資機材の種類：
 - b.数量：
 - c.保管・仮置き場所：
 - d.期間：
 - e.保管方法：
 - f.積込・運搬方法：
 - g.機械の分解・組立等ある場合の回数：
 - h.その他：監督職員との協議による
- ②工事現場発生品
- a.品名・数量：
 - b.再使用の有無：
 - c.引き渡し時期・場所：
 - d.品質検査：
 - e.運搬方法・費用：
 - f.その他：
- ③支給品・貸与品
- a.品名・数量：
 - b.規格等：
 - c.使用場所：
 - d.積算条件：
 - e.引き渡し場所：
 - f.返済方法等：
 - g.その他
- ④新技術・新工法・特許工法の指定
- a.工法名称：
 - b.施工場所：
 - c.施工条件：
 - d.NETIS 番号：
 - e.その他：

- ⑤指定部分の引き渡し
 a.指定部分： b.引き渡し日：
 c.その他
- ⑥部分使用
 a.使用箇所：遊具 b.使用条件：監督職員との協議による
 c.使用期間：監督職員との協議による
- ⑦給水
 a.関係機関名： b.協議時期：
 c.取水箇所： d.取水時期：
 e.取水方法： f.その他：
- ⑧現場事務所・現場休憩所等（テントを含む）の設置
 可 設置条件：監督職員との協議による
 不可 想定休憩場所等：
- ⑨監督職員事務所の設置
 a.場所： b.規格：
 c.設置期間： d.備品・設備等：
 e.その他：
- ⑩工事用水及び工事用電力の構内既存設備
 a.工事用水：利用できる（有償、無償）、利用できない
 b.工事用電力：利用できる（有償、無償）、利用できない
- ⑪資材置場や作業場等
 a.場所： b.期間：
 c.制限内容： d.その他：監督職員との協議による

4. 土工

- (1) 土砂のダンプトラック運搬に関しては、必ずシート掛けを行う。
- (2) 土砂を仮置きする場合は、降雨等により周辺の植生帯に流失し、植物に影響を及ぼすことのないように、シート掛け等の適切な対策を講じる。
- (3) 植生保護及び土壌の固結防止を図るため、以下に場所においては重機等の出入りは避ける。
 (図示： 、 園地内)
- (4) 土工における運搬および敷均し等については、含水比の高い状態で作業を行ってはならない。
- (5) 搬入する土砂は、地域生態系保全の観点から、以下の条件のものとする。
 (条件：)

5. 無筋・鉄筋コンクリート

- (1) 鉄筋の種類は下記による。

鉄筋名称	種類	径(mm)	適用箇所
------	----	-------	------

異形鉄筋	SD295A		
	SD345		
	SD390		

- (2) 鉄筋の継手方法は以下のものとする。
- ①重ね継手：部位（ ）、径（ ）
- ②ガス圧接：部位（ ）、径（ ）
- ③ ：部位（ ）、径（ ）
- (3) 鉄筋圧接完了後の試験は以下のものとする。
(超音波試験、引張試験)
- (4) 鉄筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	スランプ	適用箇所

- (5) 無筋コンクリートの設計強度は下記による。

設計基準強度 $F_c(N/mm^2)$	スランプ	適用箇所
18N	8	境界柵基礎

- (6) セメントの種類は下記による。

種類	適用箇所
普通ポルトランドセメント	
高炉セメント	境界柵基礎
フライアッシュセメント	

- (7) コンクリートミキサーの清掃により生じる汚濁水は、公園区域外に搬出し適正に処理する。

6. 材料

- (1) 以下の工事材料は、見本又は品質を証明する資料について、工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受ける。
(JIS マーク表示品以外全て、)
- (2) 植栽材料については、納入前後どちらかで材料検査をする。また、監督職員の指示があった場合は、納入樹木の根巻きを一部取り外す等により根の状況を確認し、承諾を得ること。
- (3) 樹木の形状寸法は最小限度を示し、工事完成時点のものを言うが、その許容上限は監督職員と協議のうえ決定する。
- (4) 木材の加圧保存処理は、JIS A 9002「木質材料の加圧式保存処理方法」に準拠す

ること。また、使用薬剤等については以下のとおりとする。

①薬剤指定：有（AZNA ペンタキュア ECO30 同等品）、
無（条件： ）

②性能区分： JAS： 、 AQ：1種

- (5) 木材のインサイジング加工は、製材の日本農林規格による。また、インサイジング機は、一般社団法人全国木材検査・研究協会において認定された機種を使用する。
- (6) 木材の加圧処理材を現場において切断等の加工を行う場合は、加工した部分に表面処理用木材保存剤（(公)日本木材保存協会(JWPA)認定薬剤）で野外での使用が可能な薬品）を塗布する。
- (7) 木材の仕上げは、図面に記載のない限り、角材はプレーナー仕上げ及び丸太は円柱仕上げを標準とする。
- (8) 木材の端部及び角部は図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (9) 木材の背割り加工は、材の厚みの（ 1/2、 ）とする。
- (10) 工事現場搬入時における木材の含水率を指定する場合は、同一試験試料から採取した試験片の含水率の平均値が以下の数値以下とする。
（ 人工乾燥処理： %、 天然乾燥処理： %）

7. 工事共通

(1) 構造物撤去工

- ① 舗装切断作業により生じる汚濁水は、吸引により回収のうえ、公園区域外に搬出し適正に処理する。

(2) 仮設工

- ① 交通誘導警備員を配置する場合、各公安委員会が必要と認める路線・区間及び設計図書に記載のあった場合は、規制箇所毎に交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）1名以上配置するものとする。また、請負者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

(3) 運搬工

- ① ヘリコプター運搬については、着手前に「ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成 22 年 10 月 8 日）に基づき、輸送計画書（飛行計画及び安全管理計画等）を監督職員へ提出すること。
- ② ヘリコプター運搬の想定条件は、以下のものとする。
 - a.荷積み地予定地：図示、
 - b.荷積み地の整備：要（コンクリートパネル設置、 ）、不要
 - c.荷卸し地の整備：要（ジャンプ台設置、伐倒・刈払い）、不要
 - d.夜間繫留ヘリポート：有（図示、 ）、無
 - e.運搬距離：片道水平距離： （m）、積み卸し地点間の標高差： （m）
 - f.運搬資材：コンクリート・骨材等のバケット詰資材、鋼材、木材、その他

8. 基盤整備

- (1) 石積工の練積において、目地モルタルの施工は深目地とする。

9. 植栽

- (1) 植栽後に、防寒・対乾燥養生等が必要となった場合は、監督職員と協議する。
- (2) 支柱丸太の防腐処理は以下のとおりとする。
 - ①防腐処理：有・無
 - ②防腐処理方法：
- (3) 張芝部の客土（床土・目土）は、以下の条件のものとする。
 - ①客土材：

10. 施設整備

- (1) 石材・平板・レンガ・タイル等を材料とする以下の舗装については、設計図に基づいて割り付け図を作成し（伸縮目地を含む）、監督職員の承諾を得る。
 - ①舗装種類：
- (2) 以下の舗装については、試験施工を行い監督職員の承諾を得なければならない。
 - ①舗装種類：
- (3) コンクリート構造物の端部及び角部は、図面に記載のない限り面取りを施すこととし、面取り幅等については監督職員と協議する。
- (4) 施設の設置にあたり、詳細位置等について監督職員の立ち会いにより決定するのは、以下のとおりとする。
 - ①施設種類：ブランコ安全柵
- (5) 遊具の安全に関する基準（一般社団法人 日本公園施設業協会）に基づく各遊具の基準値に収まることを監督職員の立ち会いのもと確認すること。

京都御苑内作業規程

環境省京都御苑管理事務所

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、京都御苑内において実施する工事、庭園管理、測量等の各作業（以下「作業」という。）について、苑内利用者及び、工事・業務請負者、委託業務受託者、その他作業を行う者（以下、「作業員」という。）の安全を確保し、かつ作業の円滑な進捗を図ることを目的とする。

(対象範囲)

第2条 本規程は、作業員を対象とする。

(関係法令等の遵守)

第3条 作業の実施に当たっては、「国民公園、千鳥ヶ淵戦没者墓苑並びに戦後強制抑留及び引揚死没者慰霊碑苑地管理規則（昭和三十四年五月六日厚生省令第十三号）」及びその他関係法令を遵守しなければならない。

(作業方法の選定)

第4条 作業員は、作業の実施に当たり、事故防止のため必要な調査を実施し、安全性等を十分検討した上、措置を講じ、最も有効な作業方法を選定しなければならない。

2 作業が長期または広範囲にわたる場合は、花木の開花や紅葉の時期及び場所と作業現場が極力重ならないよう配慮し、作業計画を検討しなければならない。

(作業期間)

第5条 作業員は、作業期間を定めるに当たり、この規程に定められている事項が十分に守られるよう配慮しなければならない。

(組織体制)

第6条 作業員は、作業内容と苑内の立地条件等を十分に把握した上で、適切な人材を配置し、指揮命令系統の明確な組織体制を構築するとともに、各作業や使用機器の特徴に応じた作業上及び安全対策上の留意点について作業員に周知させなければならない。

(隣接作業との調整)

第7条 作業員が、ほかの作業と隣接した場所において作業を実施する場合には、十分に連絡調整を行わなければならない。

(関係機関等への周知)

第8条 作業に当たっては、京都御苑管理事務所（以下「管理事務所」という。）からの指示に基づき以下の関係行政機関等のうち、必要な機関へ作業の概要を周知させなければならない。

宮内庁京都事務所、迎賓館京都事務所、皇宮警察本部京都護衛署、宗像神社、白雲神社、巖島神社、上京区役所、中京区役所、上京警察署、中京警察署

2 作業に当たり、敷地周辺の交通規制や騒音の発生など近隣住民への影響が著しいと管理事務所が判断した場合は、事前に、周辺自治会等へ作業内容を周知し、その協力を求めなければならない。

(事故発生時の措置)

第9条 作業により事故が発生した場合には、直ちに必要な措置を取り、事業者が作成した緊急連絡体制に基づき消防機関等への連絡を行うとともに、速やかに事故報告書を管理事務所へ提出しなければならない。

第2章 一般事項

(作業者の責務)

第10条 作業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①作業の日時、場所、人数等を管理事務所に連絡すること。
- ②腕章を着用するなど作業中であることが容易に判別できる服装で作業を行うこと。
- ③苑内利用者に不快感を与えるような服装及び妄りな行動は慎むこと。
- ④苑内利用者とのトラブルを起こさないこと。
- ⑤作業中の休憩は、管理事務所が指定する場所を使用すること。

(作業時間)

第11条 作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までとする。やむを得ず、この時間外に作業を行う場合は、事前に管理事務所担当官へ作業願いを提出して許可を受けた上、担当官の指示に従わなければならない。

(休日等の作業)

第12条 次の各号の一に掲げる期間は原則として作業を行わないこととする。やむを得ず、作業を行う必要がある場合は、管理事務所担当官へ作業願いを提出して許可を受けた上、担当官の指示に従わなければならない。

- 一 土・日曜日及び祝日
- 二 年末年始（12月29日から1月3日まで）
- 三 葵祭（5月15日頃）、時代祭（10月22日頃）

2 前項以外の日であっても、諸事情により、作業を見合わせるよう指示があった場合は、これに従わなければならない。

(整理整頓)

第13条 作業を行う者は、作業現場内を常に整理整頓し、清潔を保持しなければならない。

2 作業用資材の集積・積込み・運搬に当たっては、倒壊、崩落、落下等が起こらないよう安全にこれを行わなければならない。

(環境への配慮)

第 14 条 作業者は、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。また、脱炭素や脱プラスチック等の環境配慮の取組を積極的に行うよう務めるものとする。

2 作業に使用する車両は、低排出ガス車等の低公害車を極力用いるよう努めなければならない。

3 作業に使用する建設機械及び設備等についても、低騒音、低振動型、排出ガス対策型のものを極力用いるよう努めなければならない。

(巡視)

第 15 条 作業に当たり、必要に応じて安全巡視員等を配置することにより、作業現場内及びその周辺の安全巡視を徹底しなければならない。

第 3 章 交通対策

(車両の通行)

第 16 条 車両等を使用する苑内作業に当たっては、次の事項を厳守しなければならない。

①苑内乗り入れが可能な車両等は、原則、作業用の車両とし、乗用車の通行は認めない。

②車両等が苑内を走行する場合は、定められた経路を守り、時速 10 k m以下の速度で走行するとともに、苑内利用者の安全確保に十分留意すること。

③緊急かつやむを得ない場合を除き警笛を使用しないこと。

④車両等は、苑路以外の場所に進入してはならない。やむを得ず進入する場合は、管理事務所の許可を得ること。

⑤車両による移動にあたっては、京都御所建礼門前及び京都御所建礼門から九條池に至る区間の走行を極力控えること。また、作業上必要な場合を除いて同区間に駐車しないこと。

(車両の出入り)

第 17 条 苑内への車両の出入りについては、原則「樫木口」を使用し、ほかの御門等を使用する場合は管理事務所の許可を得なければならない。

(車両通行許可証の貸与)

第 18 条 苑内は原則車両の通行を禁止しているため、苑内に乗り入れる車両等には、管理事務所が貸与する作業車両通行許可証（以下「通行許可証」という。）を常時掲出し、次の事項を厳守しなければならない。

①通行許可証は、車両等の外部から容易に確認できる箇所に掲出すること。

②通行許可証は、ほかの車両等に転用してはならない。

③貸与された通行許可証は、原則として、作業完了後、毎日管理事務所に返却すること。複数日使用する場合は、あらかじめ管理事務所の許可を得なければならない。

- ④通行許可証の貸与を受ける場合は、原則として「樫木口」から進入し、閑院宮邸跡敷地内の駐車場あるいは閑院宮邸跡敷地北側苑路に車輛を駐車すること。

(車輛の駐停車)

第 19 条 車輛を駐停車する場合は、次の事項を遵守しなければならない。

- ①駐車は管理事務所が指定した場所以外で行わないこと。
- ②駐停車中は、アイドリングを行わないこと。
- ③苑内利用者の妨げになるような位置や景観上支障となるような位置に駐停車しないよう配慮すること。
- ④前条の外、管理事務所における打合せ等のため、車輛を駐車する場合は、閑院宮邸跡敷地内駐車場または管理事務所北側苑路沿いに車輛を駐車することとし、間之町口附近に駐車しないこと。

第 4 章 現場管理

(作業現場の区分)

第 20 条 作業現場の区分に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ①作業者は、事前に管理事務所と作業区域を協議し、承認された区域を周囲から明確に区分し、区域以外の場所を使用しないこと。なお、作業区域の区分、その他通行規制等にあたりトラロープを使用しないこと。
- ②作業現場は原則として、保安柵又はネットなどで囲み、その中で作業を行うこと。
- ③保安柵又はネットなどの色彩、デザインは、周辺環境と調和したものとすること。
- ④作業者は、苑内利用者等が作業現場に立ち入らぬよう、注意看板等を設置すること。

(苑内利用者対策)

第 21 条 苑内利用者等の通行や利用を妨げないように、作業現場において次の事項を遵守しなければならない。

- ①作業者は作業に伴い苑路の迂回等が必要な場合は、その都度管理事務所と協議のうえ遠方からでも作業が確認でき、安全に利用できるよう迂回指導板等の保安施設を設置すること。
- ②夜間において、作業車や資材が存置される場合や掘削等により利用者の安全が確保されない場合は、保安柵・保安灯の設置等の措置を講じること。
- ③材料・機械等は、自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に放置しないこと。

(保安柵)

第 22 条 保安柵の設置に当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

- ①保安柵は、作業現場内への進入が禁止されていることが分かる物であって、かつ容易に転倒しない物を設置すること。
- ②保安柵の設置が困難な場合は、事前に管理事務所と協議し、承認が得られた場合はセーフティーコーン及びコーンバーの設置に代えることができる。

(植生の保護)

第23条 作業現場や資材置き場が必要な場合は、原則として裸地を利用することとするが、やむを得ず植生等にかかる場合は管理事務所と協議し、その指示に従わなければならない。

第5章 埋設物

(埋蔵文化財)

第24条 京都御苑内は文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されており、掘削等を伴う作業は管理事務所と協議を行い、事前に京都府教育委員会あてに申請書を提出するなどの必要な手続を行わなければならない。

(公共設備等埋設の確認)

第25条 作業者は、公共埋設物等が予想される場所での掘削作業を行う場合は、事前に十分な調査を行った上で試掘を行うなど慎重に作業を行わなければならない。また、作業に支障となる埋設物が確認された場合は速やかに管理事務所へ報告し、その指示に従わなければならない。

第6章 その他

(火気の使用)

第26条 作業現場における火気の使用は、作業に欠かせないものに限定し、事前に管理事務所の許可を受け、その指示に従わなければならない。

2 火気を使用する場合は、責任者を定めて火気の管理を厳重に行い、消火器等の防火設備を作業現場に備え付ける等の対策を講じなければならない。

(疑義)

第27条 本規程に定めのない場合など作業上疑義が生じた場合は、管理事務所担当官と協議し、決定することとする。

(附則)

この規程は、平成23年5月26日から施行する。

(附則)

この規程は、平成30年8月31日から施行する。

(附則)

この規程は、令和元年8月29日から施行する。

(附則)

この規定は、令和4年8月15日から施行する。